

茨城県動物愛護推進員設置要項

（目的）

第1条 この要項は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動愛法」という。）第38条に基づき委嘱する「茨城県動物愛護推進員」（以下「推進員」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

（委嘱等）

第2条 推進員は、次のいずれかに該当する者のうちから茨城県動物指導センター長（以下「センター長」という。）が内申し、知事がこれを委嘱する。

- （1）市町村長又は市町村教育委員会教育長から推薦のあった者
- （2）獣医師であって公益社団法人茨城県獣医師会長から推薦のあった者
- （3）茨城県動物愛護推進協議会を構成する公益法人から推薦のあった者
- （4）推進員の公募に対して応募のあった者

2 前項で規定する内申は、委嘱時に次の各号をすべて満たす者であること。

- （1）県内に在住し、18歳以上の者であること。（ただし高校生は除く。）
- （2）動物の愛護と適正な飼養の推進に熱意と識見を有する者であること。
- （3）県が行う推進員養成講習会を受講した者であること。
- （4）動物愛護管理行政の推進に協力できる者であること。
- （5）狂犬病予防法、動愛法、茨城県動物の愛護及び管理に関する条例及び茨城県犬猫殺処分ゼロを目指す条例の規定を遵守している者であること。

（6）茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第2号の「暴力団員」に該当しない者であること。

（7）氏名及び連絡先、その他必要な事項について県内の市町村動物愛護管理部門担当課へ情報提供が可能な者であること。

3 推進員の委嘱は「委嘱状」（様式第1号）により、推薦は「推薦書」（様式第2号）により行うものとする。

4 推進員の委嘱にあたっては、委嘱しようとする者から「承諾書」（様式第3号）により承諾を得るものとする。

5 推進員の任期は3年以内とする。ただし、任期中に新たに推進員を委嘱するときの委嘱期間の満了日は、当該任期の期間の満了する日とする。また、推進員は再任できるものとする。

（推進員の解任）

第3条 知事は、次の各号のいずれかに該当する行為により、注意を受けたにもかかわらず改善が見られない場合には、推進員を解任することができる。

- （1）推進員の業務範囲を著しく超える行為
- （2）推進員としてふさわしくない行為
- （3）第7条第1項の報告をしない、又はその報告内容が著しく乏しいもしくは虚偽である場合。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、推進員が前条第2項のいずれかに該当しなくなったとき、本人からの申出があったとき又は必要と認めたときは、推進員を解任することができる。

3 前項の申出は、「辞退職」（様式第4号）により行うものとする。

4 解任は、「解任通知書」（様式第5号）により行うものとする。

(活動内容)

第4条 推進員は、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 動物愛護管理に関する自主的な啓発活動
 - ア 啓発資材の配布（啓発内容の説明を含む）
 - イ 犬猫等愛護動物の終生飼養や適正飼養、繁殖制限に関する助言
- (2) 犬猫の保護、譲渡に関する助言
 - ア 新たな飼い主を探している方への助言、あっせん
 - イ 動物指導センターに保護又は収容された犬猫を飼い主に返還するための協力
- (3) 動物愛護に係る県又は市町村との連携
 - ア 動物愛護啓発イベントへの協力
 - イ 動物ふれあい教室への協力
 - ウ 県民向け講習会での講演協力
 - エ その他、県又は市町村が依頼する事項への協力
- (4) 災害時動物愛護ボランティアリーダー
 - ア 市町村が設置するペットとの同行が可能な避難所等の運営への協力
 - イ 避難所にペットと同行避難する飼い主の支援
 - ウ その他、災害時に県又は市町村が依頼する事項への協力

(遵守事項)

第5条 推進員は、動物の愛護及び適正な飼養に関する活動に関し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 活動を行う上で知り得た個人情報等は第三者に漏らしてはならない。
なお、推進員としての任を解かれた後も同様とする。
- (2) 活動にあたっては、個人の人格を尊重し、親切丁寧な態度で接するとともに差別的な扱いや不快の念を抱かせることのないよう注意しなければならない。
- (3) 推進員の身分を、第4条に定める活動以外の目的で利用してはならない。

(会議)

第6条 県は、必要に応じて推進員を召集し、会議を開催することができる。

2 推進員は、前項に掲げる会議に出席しなければならない。

(報告等)

第7条 推進員は、活動の実績を「動物愛護推進員活動報告書」（様式第6号）により、センター長に報告しなければならない。

2 報告の提出は、半期ごととし、半期終了月の翌月20日までにを行うものとする。

3 推進員は、その活動を効果的に進めるため、相互に連携し協力するよう努めなければならない。

(推進員の証)

第8条 推進員が業務に従事するときは、「茨城県動物愛護推進員の証」（様式第7号）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 第2条第5項の規定による任期が満了したとき又は第3条の規定により解任された場合は、茨城県動物愛護推進員の証を知事に返納しなければならない。

(推進員の証の再交付)

第8条の2 知事は、前条第1項の規定により交付された茨城県動物愛護推進員の証をき損し、汚損し、若しくは紛失した者から茨城県動物愛護推進員の証の再交付の申請があったときは、茨城県動物愛護推進員の証を再交付できる。

- 2 前項の申請は、茨城県動物愛護推進員の証再交付申請書(様式第8号)により行うものとする。

(報償費等)

第9条 県は、推進員が第4条に規定するいずれかの事業及び第6条第1項に規定する会議へ参加した場合は、予算の範囲内において報償費を支払うものとする。

(実施細目)

第10条 この要項の定めるもののほか、その要項の実施について必要な事項は、保健医療部長が別に定める。

付 則

この要項は、平成13年8月20日から施行する。

付 則

この要項は、平成15年12月9日から施行する。

付 則

この要項は、平成17年12月28日から施行する。

付 則

この要項は、平成19年12月26日から施行する。

付 則

この要項は、平成23年12月19日から施行する。

但し、第2条第5項(ただし書き以降は除く)は、平成24年4月1日からとする。

付 則

この要項は、平成26年12月18日から施行する。

付 則

この要項は、平成29年12月15日から施行する。

付 則

この要項は、令和元年10月28日から施行する。

付 則
この要項は、令和 2 年 1 2 月 3 日から施行する。

付 則
この要項は、令和 4 年 1 2 月 9 日から施行する。

付 則
この要綱は、令和 5 年 1 2 月 5 日から施行する。